

『町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止に関する条例改正（素案）』

パブリックコメント実施結果

町田市環境資源部環境保全課

「町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止に関する条例改正（素案）の考え方」 に関する意見募集の実施概要

町田市では屋外の公共の場所での喫煙については、様々な問題があると意見が寄せられ、その対策が求められています。そこで市では、良好な都市環境の整備のため、より効果的な対策を推進するため「町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止に関する条例」を改正にあたり参考とさせていただくため、より多くの市民の方のご意見を伺いたいと考え、ご意見を募集しました。

I ご意見の募集期間 2月21日～3月19日

II 意見の募集方法

- 「広報まちだ 2月21日号」に概要を掲載
- 2月21日から町田市ホームページに詳細を掲載
- 環境保全課(境川クリーンセンター内)、市民相談室(市役所本庁舎1階)、市政情報やまびこ(市役所中町分庁舎1階)、市民協働推進課(町田市民フォーラム3階)、各市民センター、木曽山崎センター、玉川学園文化センター、各市立図書館、町田市民文学館での資料配布

III 寄せられたご意見の内訳

19人(個人17、法人2)から延べ49件のご意見をいただきました。ご意見の内訳は、次のとおりです。

内 訳	件数
I 条例の目的に、安心・安全な街づくりの観点を加えるについて	11
II 「喫煙禁止区域」の指定について	11
III 「喫煙禁止区域」での喫煙行為を禁止し、違反者に過料を適用について	11
IV その他	16

※ ご意見の概要と市の考え方は次のページ以降をご覧ください。なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見は要約して、掲載しています。

『町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止に関する条例の改正(素案)』に対するご意見の概要と市の考え方について。

○ 条例の目的に、安心・安全な街づくりの観点を加えるについて(11件)

ご意見の概要	市の考え方
条例の観点に安心・安全な街づくりを加えることは賛成。	安心・安全な街づくりを目指して、この条例改正に取り組みます。
条例改正(素案)については、全く賛成。もっと早く、こうしたマナー向上の徹底を図るルールが制定されて欲しかった。	ご意見のとおり進めてまいります。
喫煙は個人の自由であり、マナーを守ることが先決。喫煙禁止区域内に喫煙できる場所を複数設ければ必ずマナーアップは図れる。	喫煙禁止区域には指定された喫煙場所を設けていきます。今回の条例改正の目的はあくまで場所とルールを守った喫煙に誘導することにあります。
喫煙禁止区域と過料は必要ない。喫煙場所が設置されれば迷惑喫煙は防げる。	
夜間の繁華街に於ける多人数の客引き行為、路上ビラ配り、及び、そのアルバイトへの介入行為など規制しにくいものを後回しにしての行政措置には反対。	今回の改正素案は、あくまで場所とルールを守った喫煙に誘導することであり、ご指摘のような事項は今後の課題と考えております。
ポイ捨てや危険な歩行喫煙を取り締まるとともに、迷惑がかからないように喫煙するスペースを確保して、共存できるようにすべきである。	喫煙禁止区域には指定された喫煙場所設けていきます。
目的に「安心・安全な街づくり」を加える必要はない。良識ある愛煙家に対して不自由を強いる案である。屋外の喫煙は自由を原則とすべき。	喫煙行為は確かに個人の自由ですが、多くの方が往来する区域においては、安心・安全の観点から一定の制限を行う必要があると考えております。
喫煙場所が確保されないままでの規制には反対。	喫煙禁止区域には指定された喫煙場所を設けていきます。
良好な都市環境の形成ならば喫煙禁止規制より先に取り組むべきものがあるのではないか。	今回の改正素案はあくまで場所とルールを守った喫煙に誘導することにより、良好な都市環境を築くことにあり、大切な課題とかがえております。

町田市も、もっと厳しくたばこ害対策をとってほしい。	今回の改正もその一歩と考えています。
この施策は、他自治体に比べ遅めとは思いますが大きな意義のあることで賛同したい。	ご意見のとおり進めてまいります。

○ 「喫煙禁止区域」の指定について(11件)

ご意見の概要	市の考え方
喫煙禁止区域(美化推進重点区域)に小田急玉川学園駅周辺・小田急鶴川駅周辺・JR横浜線成瀬駅周辺、田園都市線つくし野駅周辺を加えるよう提言する。	喫煙禁止区域の指定範囲については、今後検討してまいります。ただし、指定は美化推進重点区域内となります。
町田駅以外の駅周辺(成瀬駅も含めて)も対称区域としてほしい。	
禁止区域の中に喫煙者のための喫煙所(喫煙小屋)の設置も必要。	喫煙禁止区域には指定された喫煙場所を設けていきます。
成瀬駅前から町田市立総合体育館へ至る区域を「美化推進重点区域」に追加し、罰則適用できるよう早急に改めること。	新たな美化推進重点区域の指定については、条例の主旨及び区域の状況を見極め検討してまいります。
喫煙禁止区域内に喫煙場所を複数指定すること。 (同様2件)	喫煙禁止区域には指定された喫煙場所を複数設けていきます。
喫煙禁止の例外条項(町田市が設置した喫煙場所)を削除されたい。他人に迷惑のかからない場所はない。	今回の改正素案は、あくまで場所とルールを守った喫煙に誘導することであり、そのためにも適正な喫煙場所は必要と考えております。
喫煙禁止区域の私有地に地権者の責任で設置している喫煙コーナーは規制すべきでない。	喫煙禁止区域は、公共の用に供される場所を指定してまいります。
喫煙禁止区域は狭すぎる。もっと広く設定して欲しい。	喫煙禁止区域については、美化推進重点区域の中の特に喫煙行為が危険を及ぼす区域を指定してまいります。

喫煙場所については、十分な確保を、また、副流煙対策をきちんととられたい。	喫煙禁止区域には、指定された喫煙場所を設けていきます。ただし、あくまでたばこの火等からの安全という観点ですので、完全な副流煙対策までは困難と考えます。
--------------------------------------	---

○ 「喫煙禁止区域」での喫煙行為を禁止し、違反者に過料を適用について(11件)

ご意見の概要	市の考え方
過料金額については、2,000円を最低とし、20,000円の範囲で適用する。例えば、車から大量の吸い殻を路上等に捨てた場合は、過料の額を多くする等の処置が必要。	過料適用については、あくまでその適用が目的でなく、場所とルールを守った喫煙に誘導することにあるため、違反の程度で金額に差を付けることは考えていません。
「歩きタバコ」や「乗車中の喫煙」のような危険を伴うマナーに違反に対しては、喫煙禁止区域だけではなく、市内全体で過料を適用して欲しい。	過料適用は、喫煙禁止区域での違反行為に対して、注意・指導を行ったにもかかわらず従わない場合の適用を考えています。従って市内全域での適用は考えておりません。
違反者に対し過料を科すことは反対。注意、指導にとどめるべきである。(同様2件)	注意、指導を行ったにもかかわらず、従わない場合の対処として過料適用は必要と考えております。
市民、来訪者に喫煙マナー啓発を徹底して、過料施行は1～2年後にする。	ご意見のとおり事前のマナー啓発、および制度の周知は大切と考えております。周知期間については、ご意見を参考に検討して参ります。
過料適用について、町田市民以外には適用されないのか。土日祝日の実施、時間帯指定についてはどうか。	町田市民以外であっても適用になります。また、曜日、時間帯での規制解除は考えておりません。
過料2,000円の根拠、違反者への抑止効果の説明を求める。	過料適用については、注意・指導を行ったにもかかわらず従わない場合の対処として位置づけております。また、金額の設定は先行自治体の適用例を参考に設定してまいります。
過料適用は行き過ぎである。	注意・指導を行ったにもかかわらず従わない場合の対処として過料適用は必要と考えております。
過料も良いが、吸い殻拾いや、側溝掃除のボランティアをさせたほうが効き目がある。	注意・指導を行ったにもかかわらず、従わない場合の対処として、過料適用は必要と考え

	ております。 ボランティアのご意見は、今後の参考とさせていただきます。
過料を科すのは、路上喫煙防止の設備を整えてから判断しても良いのではないかと。	注意・指導を行ったにもかかわらず従わない場合の対処として、過料適用は必要と考えております。ただし、適用に当たっての周知期間は十分確保いたします。

○ その他(16件)

ご意見の概要	市の考え方
吸い殻の散乱防止対策について、これからどうやって計画を立てていくのか。	条例の主旨を踏まえ総合的に対処してまいります。
市内全域を喫煙マナー遵守区域、及び美化推進指定区域とし、くわえたばこをしている人は、「携帯用吸い殻入れ入れ」携行を義務付ける。違反者には過料を適用するよう提言する。	ご意見については、今後の事業検討の参考とさせていただきます。
違反行為及び、違反者の取り締まりとして美化推進指導員を各地域に、町内会・自治会を中心に配置し100名程度を委嘱する。(人口4,000人の一人の割合) 現在のごみ袋代の基金を利用して、雇用対策の一環とする。報酬等は基本給を月額7～8,000円程度として、過料金の額に応じた比例報酬を加える。月収総額20～25万円を目安とする。指導員は担当地域のポイ捨てごみの収集と反則者に対する過料徴収を行うよう提言する。	
第6条を改正し、喫煙禁止区域での歩行中の喫煙禁止と、その他の区域における携帯用吸い殻入れの携行を義務付ける。	ご意見については、今後の事業検討の参考とさせていただきます。
第5条を改正し、たばこ販売事業者に対して、自動販売機、店頭販売に「携帯用吸い殻入れ」の販売を義務付ける。	

<p>公園等公共施設内に喫煙所を設置する。 特に公園内については早急な対策が必要である。</p>	
<p>条例の中にあるたばこの吸い殻以外のポイ捨てごみについても全てを、対象としていく必要がある。</p>	<p>改正条例案においても、現行条例同様対象にして行きます。</p>
<p>喫煙者の携帯用吸い殻入れの携帯を義務化し、違反に過料を適用すること。</p>	<p>ご意見につきましては、今後の事業検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>喫煙者に吸い殻散乱防止のため、携帯灰皿を持たせると良い。 (同様1件)</p>	
<p>たばこ小売店に掛かる影響の試算は。たばこ納税者に対する具体的な対応は。</p>	<p>今回の案については、喫煙禁止区域の中における規制であり、且つ喫煙場所の設置も行う為、たばこ小売店に掛かる影響は少ないと考えております。また、たばこ納税者に対しては、条例の主旨を十分に周知してまいります。</p>
<p>施行にかかる実施経費は、また本条例施行に当たる納税市民への市としての還元措置をしめされたい。</p>	<p>条例施行にかかる経費は、市がその趣旨を踏まえて支弁してまいります。また、良好な都市環境を築くことで市民の方のご理解を求めてまいります。</p>
<p>単位一的なテーマではなく、良好な都市環境の実現に寄与する総合的改善計画の立案を望む</p>	<p>ご意見につきましては、今後の事業検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>寄せられている要望の中で、たばこによる「危険」について具体的に明らかにしてほしい。</p>	<p>歩行中の受動喫煙等また、たばこの火による接触火傷等による危険を解消してほしいなどのご意見が寄せられています。</p>
<p>路上スピーカーを利用して、禁煙を呼びかけてほしい。</p>	<p>ご意見につきましては、今後の事業検討の参考にさせていただきます。</p>
<p>違反行為を取り締まる人数を確保すべきである。</p>	<p>十分な人的確保を図れるよう努めてまいります。</p>

— 問い合わせ先 —

町田市環境資源部環境保全課

〒194-0036 町田市木曾東2-1-1

TEL 042-724-2711 FAX 042-724-2722